

# 質 疑 回 答 書

令和2年10月20日

件 名 新ごみ処理施設における基本設計策定業務及び事業方式検討（PFI等導入可能性調査）業務委託

番号	質疑項目	質疑内容	回答
1	プロポーザル実施要領・3参加資格要件・(9)	<p>配置技術者が備えるべき資格要件について、</p> <p>ア 総合技術監理部門-衛生工学-廃棄物・資源循環</p> <p>イ 衛生工学部門-廃棄物・資源循環</p> <p>とございますが、現行部門名である「廃棄物・資源循環」に加え、令和元年度の制度改正より前の旧部門名（廃棄物管理・廃棄物管理計画等）も含むものと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>技術士資格の選択科目名称は時代とともに変化しており、衛生工学部門の「廃棄物処理」は「廃棄物管理」、「廃棄物・資源循環」と変化しております。これら過去の選択科目名も同等の資格要件であると読み替えてもよろしいでしょうか。</p> <p>なお、「廃棄物・資源循環」は平成31年度からの名称であるため、「廃棄物・資源循環」での資格保有者は、相当に限定されるものと考えます。</p>	お見込みのとおりです。
2	プロポーザル実施要領・8参加申込書類の提出・(1)	<p>カ 技術士一覧については、公告日現在において元請会社と直接的な雇用関係にあるものを記載してよろしいでしょうか。</p>	様式5技術士一覧については、令和2年10月1日現在において参加申込者（元請会社）と直接的な雇用関係にある者を記載するものとします。

			<p>なお、様式5に記載する技術者は、該当する資格を有する正規社員について、全て記載するものとします。</p>
3	様式4-1 業務実績調書	<p>基本設計業務の業務実績として、業務名に基本設計と記載がなくとも、テクリスや仕様書等で「基本設計」を実施したことが明確である業務は、実績として記載しても良いでしょうか。</p> <p>業務として「基本設計」を含んでいる業務であっても、テクリスや仕様書等で「基本設計」を実施したことが明確ではない業務は、実績として記載できないと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>「基本設計」と「PFI等導入可能性調査」を1つの業務で実施している場合には、様式4-1と様式4-2それぞれに同じ実績を記載すればよろしいでしょうか。</p>	<p>受託内容を確認できる書類により、基本設計業務を実施したことが明確である業務についてのみ、記載するものとします。</p> <p>また、基本設計業務とPFI等導入可能性調査業務を同一業務で実施している場合には、各様式に同じ実績を記載するものとします。</p>
4	様式4-2 業務実績調書	<p>長期包括運営委託に限定して事業方式を検討した業務は、実績として記載できないと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>DBO方式に限定して事業方式を検討した業務は、実績として記載できないと理解してよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
5	様式4-1 業務実績調書、様式4-2 業務実績調書、様式6-1 管理技術者調書、6-2 照査技術者調書、6-3 担当技術責任者調書	<p>【記載上の注意】に示される、“平成22年4月1日以降に「履行」とは、「受注」ではなく、注記に示す「完了」のご主意と理解してよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
6	様式6-1 管理技術者調書、6-2 照査技術者調書、6-3 担当技術責任者調書	<p>⑥平成22年度以降の業務実績における基本設計策定業務、事業方式検討（PFI等導入可能性調査）業務については、各々の業務について1件として算定されるものと理解してよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。

7	<p>プロポーザル実施要領・4 審査方法・(1)</p>	<p>プロポーザル評価委員会の委員構成を教えてくださいませんか。</p>	<p>プロポーザル方式評価委員会については、組合及び構成市町担当課職員により構成されております。</p>
8	<p>プロポーザル実施要領・5 評価項目及び配点</p>	<p>定性評価又は定量評価など、評価方法を教えてくださいませんか。 参考見積の評価点算出式があれば、教えてくださいませんか。</p>	<p>第一次審査の評価項目については定量評価、第二次審査については評価項目毎に評価方法を使い分け、それぞれ評価するものとなります。 なお、評価点算出方法等の詳細については、公表いたしません。</p>